

地方行政サービス改革の取組状況等(平成30年4月1日現在)

自治体コード	都道府県名	市区町村名	類似団体区分
212199	岐阜県	郡上市	都市 I-2

(1)民間委託

【参考】	今後の対応方針【直営(※)を選択した団体のみ回答】		【参考】
	類似団体 実施率	全国(市区町村分) 実施率	
直営(※)			
本庁舎の清掃	100.0%	99.7%	
本庁舎の夜間警備	100.0%	98.6%	
案内・受付	92.0%	91.2%	
電話交換	96.9%	94.2%	
公用車運転	89.5%	88.1%	
し尿収集	93.9%	97.9%	
一般ごみ収集	94.9%	96.9%	
学校給食(調理)	安心・安全の学校給食の提供は市の責務であることから、引き続き直営で運営していく。	63.6%	68.3%
学校給食(運搬)		91.7%	91.2%
学校用務員事務	臨時職員に順次移行中	29.4%	35.1%
水道メーター検針		100.0%	99.1%
道路維持補修・清掃等		98.4%	96.9%
ホームヘルパー派遣		100.0%	98.8%
在宅配食サービス		100.0%	99.9%
情報処理・庁内情報システム維持		100.0%	99.5%
ホームページ作成・運営		94.5%	97.7%
調査・集計		98.2%	96.2%

※平成30年4月1日現在において、直営で専任職員を置いている団体

(2)指定管理者制度等の導入

【参考】	公の施設				自治体職員常駐実施率	自治体職員常駐実施率	自治体職員を常駐で配置している事に対する考え方	【参考】
	制度導入実施率	導入率	前年度以降、導入が進んでいない理由	自治体職員常駐実施率				
体育馆	25	2	8.0%	直営で運営している理由は、小規模かつ無人であり、指定管理に適していない。	0	35.5%	39.2%	
競技場 (野球場、テニスコート等)	19	3	15.8%	直営で運営している競技場等は、小規模かつ無人であり、指定管理に適していない。	0	43.1%	48.9%	
プール	1	1	100.0%		0	54.6%	49.1%	
海水浴場	0	0			0	9.1%	13.2%	
宿泊休養施設 (ホテル、旅館等)	4	4	100.0%	指定管理者制度を導入していない理由は、無人の温泉のスケールで、制度を導入する必要がない。	1	90.9%	87.8%	
休養施設 (介護老人ホーム等)	6	5	83.3%	指定管理者制度を導入していない理由は、無人の温泉のスケールで、制度を導入する必要がない。	0	72.7%	76.3%	
キャンプ場等	6	6	100.0%		0	65.6%	58.7%	
産業情報提供施設	18	17	94.4%	指定管理者制度を導入する必要がない。	0	90.9%	74.1%	
展示場施設、見本市施設	4	4	100.0%		0	100.0%	63.6%	
開放型研究施設等	0	0			0	0.0%	48.5%	
大規模公園	10	0	0.0%	いずれも無人の公園で、管理事務所もないため、日常的な管理は必要な、直接等の部分的な業務に限られるため。	0	29.2%	41.7%	
公営住宅	40	0	0.0%	直営で運営すべき施設であると考えているため。	0	7.8%	13.8%	
駐車場	4	1	25.0%	行き先の施設に隣接している駐車場であり、公の行事等に開設することもある、指定管理に適していると考える。	0	18.8%	38.0%	
大規模施設、施場等	4	0	0.0%	直営で運営すべき施設であると考えているため。	1	利用頻度の高い施設のみ職員を常駐させる。	22.0%	
図書館	7	0	0.0%	直営で運営すべき施設であると考えているため。	7	図書館は公営館、市民会館等との複合施設であるため、	12.6%	18.4%
博物館	10	2	20.0%	直営で運営すべき施設であると考えているため、直営で運営すべき施設等は、運営するにあたっての認識であります。博物館等のものは運営で運営すべきとの認識であります。	7	文化財等を管理している博物館・資料館等については、基本的に直営で管理運営を行うべきとの認識であります。	26.8%	28.0%
公民館、市民会館	26	0	0.0%	直営で運営すべき施設であると考えている。また、市民会館は市役所事務所を兼ねている。	16	市役所の公的施設であり、市民登録をすべきものである。また、市役所の事務所を兼ねる施設もある。	22.1%	22.2%
文化会館	5	1	20.0%	直営で運営すべき施設であると考えている。	3	市役所事務所を兼ねおり、必要な業務を行うため市役員が常駐している。	46.8%	51.1%
合宿所、研修所等 (青少年のための施設)	0	0			0	54.0%	48.2%	
特別養護老人ホーム	1	0	0.0%	特別養護老人ホームと養護老人ホームの併設施設であり、而して特別養護施設についての設計を認めたもの。	1	直営は直営での管理運営を継続するため、職員を常駐させている。	85.7%	74.2%
介護支援センター	0	0			0	65.2%	50.5%	
福祉・保健センター	23	12	52.2%	指定管理者制度を導入していない理由は、保健センターが直営で運営すべき施設であると考えている。	8	市が設置する保健センターとして職員を常駐させている。	45.1%	53.6%
児童クラブ、学童館等	4	0	0.0%	直営で運営すべき施設であると考えている。	4	市が設置する児童館として職員を常駐させている。	11.7%	22.7%

(3)窓口業務

総合窓口の設置		予定期		一	
設置状況	設置予定無し				
BPRの手法を用いた業務分析					
取組状況				業務改革効果	
窓口業務の民間委託					
委託状況	委託有				
【参考】					
設置率	委託率	実施率	委託率	実施率	委託率
10.4%	25.4%	12.7%	22.4%		

(4)庶務業務の集約化

実施状況		対象部局		対象業務		【参考】			
実施予定無し	委託予定無し	首長部局	企画局	教育委員会	その他	給与	旅費	福利厚生	財務会計
BPRの手法を用いた業務分析									
【参考】 「実施予定無し」及び「首長部局未設置団体」は「未実施の理由」を、実施予定ありの団体は「実施予定期」を記述してください。 【人口が5万人未満の団体は回答不要】									
取組状況						業務改革効果			

(5)自治体情報システムのクラウド化

実施済		実施予定期		自治体クラウドへの移行時期		【参考】	
実施済	○	自治体クラウド	単独クラウド	実施率	委託率	実施率	委託率
				100.0%	92.5%		
検討状況							
実施しない理由							
未実施							

(6)公共施設等総合管理計画

策定済		策定予定期		策定予定期	
策定済	○	策定予定期		策定予定期	
【参考】					
策定割合					
25.4%		99.6%			

(7)地方公会計の整備

統一的な基準による財務書類の作成状況(一般会計等財務書類)		作成済		作成予定期		作成完了予定期	
類似団体	全国(市区町村分)	作成済割合	作成予定期割合	作成予定期	作成完了予定期	作成完了予定期	
(注1)統一的な基準による地方公会計については、原則として平成27年度から平成29年度までの3年間で整備するよう要請されているが、当該調査の基準日はその初年度の開始時点である。							
(注2)作成済の※は、平成29年度決算から取引の都度、伝票単位ごとに仕訳を行う方法(日々仕訳)により平成30年度中に財務書類の作成を行う団体							
類似団体	全国(市区町村分)	作成済割合	作成予定期割合	作成予定期	作成完了予定期	作成完了予定期	
43.3%		82.8%					